

宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業

募集要項

令和元年 10 月 1 日

宮崎市

目 次

第 1	募集要項について	1
第 2	事業概要	2
1	事業内容に関する事項	2
2	事業期間	3
3	事業スケジュール（予定）	3
4	本事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等	4
5	事業期間終了時の措置	4
第 3	応募に関する条件	5
1	応募事業者の備えるべき参加資格要件	5
2	参加資格の喪失	8
第 4	事業者の募集及び選定に関する事項	10
1	事業者選定に関する基本的な考え方	10
2	募集及び選定のスケジュール（予定）	10
第 5	応募に関する事項	11
1	応募手続き	11
2	応募にあたっての留意事項	15
3	上限価格	16
第 6	優先交渉権者の決定	17
1	審査の概要	17
2	優先交渉権者の決定	17
3	優先交渉権者の決定通知・公表	17
4	優先交渉権者を決定しない場合	17
第 7	提案に関する条件	18
1	事業のフレーム	18
2	業務の委託	18
3	事業者の収入	19
4	市による事業の実施状況のモニタリング	19
5	保険	19
6	市と事業者の責任分担	19
7	財務書類の提出	20
第 8	契約に関する事項	21
1	基本協定の締結	21
2	基本協定に違反した場合の取扱い	21
3	事業契約の締結	21

第9	その他	23
1	事業の継続が困難となった場合における措置	23
2	情報公開及び情報提供	23
3	応募手続きに関する問い合わせ先	23
別紙1	対象校一覧	24
別紙2	現地見学会（第2回）の実施要領	25

第1 募集要項について

この「宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業募集要項」（以下「募集要項」といいます。）は、宮崎市（以下「市」といいます。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」といいます。）に基づき特定事業として選定した宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業（以下「本事業」といいます。）を実施する民間事業者（以下「事業者」といいます。）を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり公表するものです。

本事業の基本的な考え方は、令和元年7月29日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」といいます。）と同様ですが、本事業の条件等について、「実施方針等に関する意見・質問等に対する回答」（令和元年8月30日公表）を反映し、一部変更しています。

したがって、本事業に応募する事業者（以下「応募事業者」といいます。）は、「募集要項」、「要求水準書」、「事業者選定基準」、「様式集」、「基本協定書（案）」及び「事業契約書（案）」（以下「募集要項等」といいます。）の内容を踏まえ参加することとします。

なお、募集要項等と、「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先します。また、募集要項等に記載がない事項については、「募集要項等に関する質問に対する回答」によることとします。

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業

(2) 公共施設の管理者

宮崎市長 戸敷 正

(3) 事業目的

本事業は、児童の教育学習環境の向上を図るため、宮崎市内の市立小学校 47 校のうち別紙 1「対象校一覧」に示す 30 校（以下「対象校」といいます。）の普通教室等（特別支援教室を含みます。以下同じ。）に新たに空調設備を整備するにあたり、事業者の技術的能力や創意工夫を取り入れることで、維持管理までを見据えた整備を早期かつ一斉に完了させるとともに、財政負担の軽減や維持管理業務の効率化を図ることを目的としています。

(4) 対象となる事業の概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備を、対象校の普通教室等に整備するために、本事業を実施する事業者が自らの資金により、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、市に所有権を移転して維持管理業務等を行うほか、対象校の事務室や保健室等（以下「管理諸室等」といいます。）に既に整備されている空調設備の維持管理業務等を行うものです。

なお、本事業においては、新たに整備する空調設備（更新に伴い新たに整備する空調設備を含みます。）を新規設備、既に整備されている空調設備のうち維持管理業務等の対象となるものを既存設備とします。

新規設備とは、室内機、室外機、配管及び自動制御設備並びに本事業において整備される一切の設備をいいます。また、新規設備及び既存設備を合わせて空調設備とします。

(5) 事業方式の概要

PFI 法に基づき実施するものとし、事業方式は、BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とします。

(6) 事業の範囲

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者が、対象校の普通教室等 664 教室における新規設備の設計、施工、工事監理、所有権の移転、維持管理、移設等及び管理諸室等 189 室における既存設備の維持管理並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び対象校との調整を行うものとし、

対象となる事業の範囲は以下のとおりとします。

① 新規設備の設計業務

- ・ 新規設備の設計のための事前調査業務
- ・ 新規設備の設計業務（各対象校の設計図書の作成等）
- ・ その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）

② 新規設備の施工業務

- ・ 新規設備の施工のための事前調査業務

- ・ 新規設備の施工業務（当該新規設備の導入に伴い、関連するすべての工事（仮設工事、エネルギー関連の設備・配管の整備・改修、植栽その他既設設備の移設・復元等））
 - ・ その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）
- ③ **新規設備の工事監理業務**
- ・ 新規設備の施工に係る工事監理業務
 - ・ その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）
- ④ **新規設備の所有権移転業務**
- ・ 施工完了後の市への新規設備の所有権の移転業務
- ⑤ **空調設備の維持管理業務**
- ・ 空調設備の維持管理のための事前調査業務
 - ・ 維持管理期間にわたる新規設備の性能の維持に必要となる業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
 - ・ 新規設備に係る緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
 - ・ 新規設備の運用に係るデータ計測・記録業務
 - ・ 新規設備の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
 - ・ 空調設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく点検業務等）
 - ・ 既存設備の点検・フィルター清掃等
 - ・ その他付随する業務（維持管理業務計画書等の作成・提出、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力等）
- なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとします。
また、空調設備の運転に必要なエネルギー費用については、市が負担します。
- ⑥ **新規設備の移設等業務**
- 対象校の統廃合や施設の改修工事、設備工事等により新規設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の新規設備の移設等業務。
- なお、新規設備の移設等業務にかかる費用については、市の負担とします。

2 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（令和2（2020）年6月下旬を予定）から、令和16（2034）年3月31日までの約14年間とします。

3 事業スケジュール（予定）

契約締結日	令和2（2020）年6月下旬
設計及び施工期間	令和2（2020）年6月下旬～令和3（2021）年12月下旬
維持管理期間	新規設備：所有権移転後～令和16（2034）年3月31日 既存設備：令和3（2021）年4月～令和16（2034）年3月31日
事業終了	令和16（2034）年3月31日

注：既存設備の維持管理業務は、令和2（2020）年度内に新規設備の所有権移転が完了する対象校分については令和3（2021）年4月から開始し、それ以外の対象校分については、令和4（2022）年4月から開始することとします。

4 本事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業の実施に当たり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書及び事業契約書（案）を参照してください。

5 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約において定める水準を満たす状態にすることとします。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案したサービス水準に基づくものとするを想定しており、事業契約において定めます。

第3 応募に関する条件

1 応募事業者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募事業者の全体構成

応募事業者は、次の要件を満たすものとします。

- 応募事業者は、本事業を実施することを表明する企業（以下「構成企業」といいます。）により構成されるグループ（以下「応募グループ」といいます。）とします。
- 応募グループは、あらかじめ当該グループの構成企業から代表企業1社を定め、当該代表企業が提案参加手続を行うこととします。
- 参加表明書等の提出時には、応募グループの構成企業以外の者で、事業開始後、SPC（特別目的会社）又は構成企業から業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」といいます。）について明らかにすることとします。
- 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業及び協力企業になることができません。また、協力企業も同様に、他の応募グループの構成企業及び協力企業になることができないものとします。
ただし、市との事業契約に至らなかった応募グループの協力企業が、市と事業契約を締結したSPC（特別目的会社）又は当該SPC（特別目的会社）の構成企業から業務を受注することは妨げないものとします。
なお、その場合は、事前に市の承諾を得るものとします。
- 原則として、応募グループの構成企業及び協力企業の変更は認められません。
ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととします。
- 優先交渉権者に決定した応募グループの構成企業は、決定後直ちに（仮契約の締結に向けて）本事業を実施するSPC（特別目的会社）への出資及び宮崎市内にSPC（特別目的会社）の設立を行うこととします。

(2) 応募グループの構成企業及び協力企業の共通参加資格要件

応募グループの構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること。
- 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に基づく強制換価手続を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- 宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 6 年告示第 198 号）による指名停止を受けていない者であること。
- 宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 8 年告示第 19 号）による指名停止を受けていない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しない者であること。
- 本事業に係る導入可能性調査業務に関与していない者及び本事業に係る導入可能性調査業務に関与した次の者と資本関係又は人的関係にない者。
 - ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 - ・ 株式会社汎設計
 - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所
- 「事業者選定基準」に示す「宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業 事業者選定委員会」の委員が属する法人と資本関係又は人的関係にない者。

(3) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業に係る以下の各業務は構成企業が担当することとし、担当予定の構成企業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとします。

- ① 「新規設備の設計業務」を行う構成企業の要件
 - ・ 宮崎市競争入札参加資格者名簿（令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日）の「建設コンサルタント等：建築設計」に登載されていること。
 - ・ 常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等の提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
 - ・ 平成 22 年度以降に、学校施設の空調設備の設計の元請としての実績を有していること。
- ② 「新規設備の施工業務」及び「新規設備の移設等業務」を行う構成企業の要件
 - ・ 宮崎市競争入札参加資格者名簿（令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日）の「建設工事：管」又は「建設工事：電気」に登載されていること。
 - ・ 少なくとも 1 企業は、宮崎市競争入札参加資格者名簿（令和元年 7 月 1 日～令

和3年6月30日)の「建設工事：管」のAランクに登載されており、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

- ・平成22年度以降に、学校施設の空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

③ 「新規設備の工事監理業務」を行う構成企業の要件

- ・宮崎市競争入札参加資格者名簿(令和元年7月1日～令和3年6月30日)の「建設コンサルタント等：建築設計」に登載されていること。
- ・常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ・平成22年度以降に、学校施設における空調設備工事の工事監理の実績を有していること。

④ 「空調設備の維持管理業務」を行う構成企業の要件

- ・維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要なとなる資格を持つ者を配置できること。
なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者であること。
- ・平成22年度以降に連続して5年以上の期間、学校や事務所等の施設における空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

⑤ 「その他の業務」を行う構成企業の要件

- ・SPC(特別目的会社)の運営・管理に係る支援や本事業の進捗管理、他の構成企業や協力企業との連絡調整等、本事業を円滑に実施するために必要な業務を行うにあたり、求められる能力及び実績を有していること。

(4) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「第2-1-(6) 事業の範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当できるものとします。

ただし、同一の事業対象箇所(学校単位)における「新規設備の施工業務」と「新規設備の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業が担当することはできません。

なお、協力企業も同様とします。

(5) 協力企業が担当できる業務についての要件

構成企業が、本事業の業務を協力企業に委託する、又は請け負わせる場合の条件は原則として以下のとおりとし、協力企業に委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとします。

① 「新規設備の設計業務」、「新規設備の施工業務」、「新規設備の工事監理業務」、「新規設備の移設等業務」

業務の一部に限って協力企業に委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を協力企業に委託する、又は請け負わせることはできないものとします。

なお、「新規設備の施工業務」及び「新規設備の移設等業務」に関しては、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとします。

② 「空調設備の維持管理業務」

業務の一部に限って協力企業に委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を協力企業に委託する、又は請け負わせることはできないものとし、とします。

(6) 市内事業者の参画等に関する配慮事項

地域の活性化に貢献できるよう、構成企業又は協力企業には、宮崎市内に本店、本社又は主たる営業所を有する者（以下「市内事業者」といいます。）を加えるとともに、必要な資機材の調達や「第 7 2 業務の委託」に示す第三者の選定等にあたり、可能な限り多くの市内事業者を登用又は活用することに配慮しながら本事業を実施することとします。

2 参加資格の喪失

応募事業者が、参加表明書等の提出日から基本協定の締結日の前日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募事業者の参加資格を取り消します。

ただし、以下に記載する要件を満たした場合は、参加資格の取消は行いません。

なお、基本協定の締結日以降の取扱いについては、基本協定書（案）に定めるとおりとします。

(1) 参加表明書等の提出日から事業提案書等の提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

参加表明書等の提出日から事業提案書等の提出日の前日までの間に、応募事業者の構成企業又は協力企業のうち、1ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」といいます。）のみで、又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」といいます。）と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成企業又は協力企業として加えたうえで、応募事業者の再編成を市に申請し、事業提案書等の提出日までに市が認めた場合。

ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消します。

なお、残存企業のみで応募事業者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本募集要項に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となります。

また、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととします。

(2) 事業提案書等の提出日から優先交渉権者の決定日の前日までに参加資格を喪失した場合

上記（1）と同様とします。

この場合、「参加表明書等の提出日から事業提案書等の提出日の前日までの間に」は「事業提案書等の提出日から優先交渉権者の決定日の前日までの間に」、「事業提案書等の提出日までに市が認めた場合」は「優先交渉権者の決定日までに市が認めた場合」に読み替えます。

(3) 優先交渉権者の決定日から基本協定の締結日の前日までに参加資格を喪失した場合

上記（1）と同様とします。

この場合、「参加表明書等の提出日から事業提案書等の提出日の前日までの間に」

は「優先交渉権者の決定日から基本協定の締結日の前日までの間に」、「事業提案書等の提出日までに市が認めた場合」は「基本協定の締結日までに市が認めた場合」に読み替えます。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者に対して、対象校の普通教室等 664 教室における新規設備の設計、施工、工事監理、所有権移転、移設等及び空調設備（管理諸室等 189 室における既存設備を含む）の維持管理並びにこれらに付随し、関連するすべての業務の実施を求めるものです。事業期間も長期間にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められます。

このため、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本事業に係るサービス対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザルにより事業者を選定します。

2 募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりです。

なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表します。

日 程（予定）	内 容
令和元年 10月1日	募集要項等の公表
10月1日～10月8日	募集要項等に関する説明会及び現地見学会（第2回）申込
10月1日～10月18日	募集要項等に関する質問の受付
10月10日	募集要項等に関する説明会
10月10日～10月15日	現地見学会（第2回）
11月1日～11月15日	参加表明書及び参加資格審査書類の受付
11月5日	募集要項等に関する質問及び回答の公表
12月13日	参加資格審査結果の通知
12月16日～12月24日	事業提案書等の受付
令和2年 2月下旬	優先交渉権者の決定
3月上旬	基本協定の締結
4月上旬	仮契約の締結
6月下旬	事業契約の締結※

※本事業の実施にあたっては、予算及び事業契約に関する議案を市議会に提出し、これらの議案の可決後、事業契約締結となります。

第5 応募に関する事項

1 応募手続き

(1) 参考図書の貸与

市は、本事業への応募を検討している事業者のうち、希望する者に対して、募集要項等に係る関係書類として参考図書を貸与します。貸与の方法や手続き、日程等の詳細については次のとおりです。

なお、貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いには十分注意してください。

また、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、市が保証するものではありません。

① 申込期間

令和元年10月2日（水）～10月9日（水）17時まで

② 貸与場所

宮崎市教育委員会学校施設課

③ 貸与方法

「関係書類貸与申込書（様式0-1）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入・押印のうえ、上記①の申込期間内に上記②の貸与場所に持参してください。

市は、当該「関係書類貸与申込書」と引換えに参考図書の貸与を行います。

なお、訪問にあたっては、事前に訪問予定時刻について連絡し、調整をしたうえで、約束した時刻に訪問してください。

④ 返却期限及び方法

令和元年10月16日（水）17時までに上記②の貸与場所に持参し、返却してください。

⑤ 貸与する参考図書

- a 学校施設台帳・対象教室図示図面（全対象校分）
- b 既設空調機器リスト（全対象校分）
- c 詳細提案校（潮見小・生目小）一般図及び埋設配管図
- d 単線結線図（全対象校分）
- e エネルギー設備現況一覧（ガス利用状況、受変電容量、契約電力等）
- f 過去のエネルギー消費量一覧（平成30年度実績値）
- g 事業期間内における別途工事予定リスト

(2) 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について説明します。

説明会の日時、開催場所、参加申込方法等は次のとおりです。

① 開催日時

令和元年 10 月 10 日（木） 10：00～11：00

② 対象者

本事業への応募を検討している事業者

③ 開催場所

宮崎市役所清武総合支所 1 階大会議室

④ 申込方法

- ・「募集要項等に関する説明会参加申込書（様式 1-2）」を市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記入のうえ、令和元年 10 月 8 日（火）17 時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをしてください（ファイル形式は Microsoft Excel とします）。
- ・電子メール提出の際は、件名に「説明会申込書」と記載してください。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信します。万が一、10 月 9 日（水）13 時までに返信が無い場合、「第 9 3 応募手続きに関する問い合わせ先」までご連絡ください。

（申込先アドレス）

45sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

⑤ 留意事項

説明会会場では、資料を配付しませんので、市ホームページに掲載している募集要項等を持参してください。

（市ホームページ URL）

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/education/202179.html>

(3) 現地見学会（第 2 回）の申込受付

本事業の対象校の現地見学会（第 2 回）を実施します。現地見学会の手続き及び留意事項等の詳細は、別紙 2「現地見学会（第 2 回）の実施要領」を確認してください。

現地見学会の実施概要は次のとおりです。

① 実施期間

令和元年 10 月 10 日（木）～10 月 15 日（火）

② 実施場所

各対象校

③ 対象者

本事業への応募を検討している事業者

④ 参加単位

現時点において組成を予定している応募グループの単位

※駐車スペースが限られているため、各グループにおいては、乗り合いでの来

校をお願いします。

⑤ 申込方法

- ・「現地見学会（第2回）参加申込書（様式 1-3）」を市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記入のうえ、令和元年10月8日（火）17時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをしてください（ファイル形式はMicrosoft Excel とします）。
- ・電子メール提出の際は、件名に「現地見学会申込書」と記載してください。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信します。万が一、10月9日（水）13時までに返信が無い場合、「第9 3 応募手続きに関する問い合わせ先」までご連絡ください。

（申込先アドレス）

45sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

(4) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、これ以外による質問の提出は無効とします。

① 受付期間

令和元年10月1日（火）～10月18日（金）17時まで

② 提出方法

- ・質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書（様式 1-1）」に必要事項を記入のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出してください（ファイル形式はMicrosoft Excel とします）。
- ・電子メール提出の際は、件名に「募集要項質問書」と記載してください。市は電子メールを受信後、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信します。万が一、10月21日（月）13時までに返信が無い場合、「第9 3 応募手続きに関する問い合わせ先」までご連絡ください。

（提出先アドレス）

45sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

(5) 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、令和元年11月5日（火）17時までに市ホームページにて公表することとします。

なお、質問書を提出した者の氏名及び所属する企業名等は公表しないものとします。

また、募集要項等に直接関連しない質問に対しては回答しない場合があります。

(6) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付

応募事業者は、様式集の提出書類一覧表に示されている「2 (1) 参加表明及

び参加資格確認申請時の提出書類」を次のとおり提出してください。

① 受付期間

令和元年 11 月 1 日（金）から 11 月 15 日（金）まで

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限ります。）により、宮崎市教育委員会学校施設課まで提出してください。持参の場合は、上記①の受付期間内の土曜日、日曜日及び休日を除く各日 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）の間とします。また、郵送の場合は、上記①の受付期間内の必着となります。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を、令和元年 12 月 13 日（金）までに応募事業者に対して通知します。

(8) 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた応募事業者は、次の方法により、その理由について市に説明を求めることができます。

① 受付期間

令和元年 12 月 16 日（月）から 12 月 20 日（金）まで

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限ります。）により、「参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式 2-16）」を宮崎市教育委員会学校施設課に提出してください。持参の場合は、上記①の受付期間内の各日 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）の間とします。また、郵送の場合は、上記①の受付期間内の必着となります。

(9) 参加資格がないと認めた理由の回答

市は、上記（8）に係る回答を令和元年 12 月 27 日（金）までに応募事業者に対して行います。

(10) 応募を辞退する場合

参加資格が確認された応募事業者が応募を辞退する場合は、事業提案書等の受付期間中に「応募辞退届（様式 3-6）」を宮崎市教育委員会学校施設課に持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限ります。）するものとしします。

(11) 事業提案書等の受付

応募事業者は、「提出書類確認書（様式 3-3）」に示されている事業提案書等を

次のとおり提出してください。なお、受付期間を過ぎて提出があった場合は、応募できないものとします。

① 受付期間

令和元年 12 月 16 日（月）から 12 月 24 日（火）まで

② 受付場所

宮崎市教育委員会学校施設課

③ 提出者

原則として、代表企業とします。ただし、「委任状（復代理人が提出する場合）（様式 3-4）」を事前に提出している場合又は提出日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の提出を可とします。

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限ります。）により提出してください。持参の場合は、上記①の受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く各日 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）の間とします。また、郵送の場合は、上記①の受付期間内の必着となります。

(12) ヒアリング等

応募事業者に対し、令和 2 年 2 月（予定）に事業提案書等の内容に関するヒアリング等を実施します。具体的な実施方法・時間等は、後日、市から応募事業者へ通知します。

2 応募にあたっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、事業提案書等の提出をもって、募集要項等の内容を承諾したものとみなします。

(2) 費用負担

応募に伴う費用は、全て応募事業者の負担とします。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(4) 著作権

事業提案書等の著作権は、応募事業者に帰属します。

ただし、市が宮崎市情報公開条例に基づき事業提案書等の内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は事業提案書等の全部又は一部を無償で使用

できるものとしします。

また、事業契約に至らなかった応募事業者の事業提案書等については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとしします。

なお、提出を受けた書類は返却しません。

(5) 特許権等

事業提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募事業者が負うこととしします。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募事業者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担します。

(6) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。

(7) 複数提案の禁止

応募事業者は、1つの提案しか行うことはできません。

(8) 提出書類の変更等の禁止

提出された事業提案書等の変更、差し替え及び事業提案書等の再提出は、市からの指示がある場合を除き認められません。

3 上限価格

上限価格は以下のとおりです。市の算定根拠は公表しません。

2, 700, 000 千円（消費税及び地方消費税相当額 10%を含みます。）

第6 優先交渉権者の決定

1 審査の概要

優先交渉権者の決定に至るまでの審査は、二段階で実施することとし、第一次審査として、応募事業者の備えるべき参加資格要件に関する「参加資格審査」と、第二次審査として、提案内容に関する「提案審査」を実施します。具体的な審査の方法や手順、審査基準等は「事業者選定基準」に示します。

2 優先交渉権者の決定

宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業 事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が、応募事業者から提出された事業提案書等について「事業者選定基準」に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案を選定します。

市は、この結果を踏まえ、本事業の優先交渉権者及び次点者を決定します。

なお、応募事業者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の優先交渉権者の決定までの間において、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたりすることなどにより、自らを有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁じます。また、選定委員会の動向等について聴取することも禁じます。

これらの禁止事項に抵触したと市及び選定委員会が判断した場合には、当該応募事業者は本事業への参加資格を失う場合があります。

3 優先交渉権者の決定通知・公表

市は、優先交渉権者及び次点者を決定した後、速やかに、結果をすべての応募事業者に対して通知します。

また、審査結果及び評価を、市ホームページにて公表します。

4 優先交渉権者を決定しない場合

募集、評価及び選定の過程において、応募事業者がいない場合や、いずれの応募事業者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、最終的に優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すことがあります。

特定事業の選定を取り消した場合には、その旨を速やかに市ホームページにて公表します。

第7 提案に関する条件

1 事業のフレーム

(1) 事業の遂行

令和3(2021)年12月末までに、新規設備の設計業務、施工業務及び工事監理業務を完了し、令和4(2022)年3月までに、全ての新規設備の市への引渡しを完了してください。また、募集要項等や事業提案書等、その他市との間で合意した内容の業務を確実に行ってください。

(2) 債権の取扱い

① 債権の譲渡の禁止

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して有する支払請求権(債権)は一体不可分とします。このため、債権を譲渡することはできません。

ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではありません。

② 債権への質権設定及び債権の担保提供の禁止

事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできません。

ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではありません。

(3) 協議事項

① 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとします。

② 財政上及び金融上の支援に関する事項

財政上及び金融上の提案については、事業者が自らのリスクで実行することとします。

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう協力するものとします。

③ その他の支援に関する事項

事業者は、市が行う国の交付金の申請手続き等に協力することとします。

事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等を取得する必要がある場合は、市はこれらの許認可等を事業者が取得できるよう協力するものとします。

2 業務の委託

本事業に係る各業務は、構成企業又は協力企業が担当することになりますが、事前に市に届け出て、市の承諾を得た場合に限り、構成企業又は協力企業は、それぞれが担当する業務の一部を当該構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する、又は請け負わせ

ることができます。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとし、

3 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のものからなります。

支払方法、支払時期等の詳細については、事業契約書（案）を参照してください。

(1) 新規設備の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、新規設備の設計業務・施工業務・工事監理業務・所有権移転業務に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」といい、事業者が、新規設備の設計業務・施工業務・工事監理業務・所有権移転業務の実施にあたって金融機関等からの借入等を行う場合は、その金利分もこの設計・施工等のサービス対価に含みます。）については、令和2（2020）年度に所有権移転を完了した新規設備に係る設計・施工等のサービス対価を令和2（2020）年度に、また、令和3（2021）年度に所有権移転を完了した新規設備に係る設計・施工等のサービス対価を令和3（2021）年度に支払います。

なお、令和2（2020）年度に支払うことができる設計・施工等のサービス対価の上限は、対象校15校分（任意）とします。

(2) 空調設備の維持管理に係る対価

市は、空調設備の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」といいます。）については、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり支払います。

4 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関して、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に実行し、事業契約において定める水準を達成しているかを確認します。

事業契約において定める水準を満たしていない場合には、事業契約に基づきサービス対価の支払額の減額等を行います。詳細については、事業契約書（案）を参照してください。

5 保険

事業契約書（案）を参照してください。

6 市と事業者の責任分担

(1) **責任分担の考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

(2) **予想されるリスクと責任分担**

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）を参照してください。

7 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、公認会計士による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出することとします。また、市は、当該財務書類を公開できるものとします。

第8 契約に関する事項

1 基本協定の締結

優先交渉権者の決定後、優先交渉権者と市は、速やかに基本協定書（案）に基づいて基本協定を締結するものとします。

2 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは正当な理由なくして契約を拒み、ないしは市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、基本協定に定める対応を行うほか、今後、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があります。

3 事業契約の締結

(1) 契約手続き

- ・ 優先交渉権者と市は、事業契約の内容について協議を行い、優先交渉権者の構成企業が設立した、本事業のみを担う SPC（特別目的会社）と仮契約を締結します。なお、契約内容の協議は、事業契約書（案）に関する詳細の調整を行うものであり、原則として募集要項等及び事業提案書等の内容の変更は行いません。また、優先交渉権者と市との協議が調わない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とします。
- ・ 仮契約は、宮崎市議会で事業契約に関する議案が可決されたときに本契約となります。なお、当該議案は、令和 2 年宮崎市議会（6 月定例会）に提出する予定です。

(2) 事業契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び優先交渉権者からの提案内容に基づき締結するものであり、「第 2 1 (6) 事業の範囲」に示す業務の内容、リスク分担、支払額及び支払方法等を定めます。

なお、優先交渉権者の構成企業及び協力企業は、事業提案書等において、SPC（特別目的会社）から当該構成企業及び協力企業が受託し、又は請け負うこととなっている業務を、SPC（特別目的会社）から受託し、又は請け負うこととします。

ただし、新規設備の所有権移転業務については、SPC（特別目的会社）が自ら実施します。

(3) 契約金額

契約金額は、提案価格（消費税及び地方消費税相当額 10%を含めた額）とします。

(4) 契約の保証

事業契約書（案）を参照してください。

(5) SPC の設立

優先交渉権者は、事業契約の仮契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として SPC（特別目的会社）を設立するものとします。なお、SPC（特別目的会社）の設立要件は次のとおりです。

- 本店の所在地は、宮崎市内とします。
- 優先交渉権者の構成企業は SPC（特別目的会社）に対して出資することとし、このうち代表企業が最大の出資を行うこととします。
- 資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とします。
- 株式については、市との事業契約期間が終了するまで、市が事前に書面によって承諾した場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことができません。

第9 その他

1 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書（案）を参照してください。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表します。

3 応募手続きに関する問い合わせ先

担当部署：宮崎市教育委員会学校施設課 担当者 井上、菊池 住 所：〒889-1696 宮崎県宮崎市清武町西新町1番地1 電 話：0985-85-8604 FAX：0985-85-8600 E-mail：45sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp ホームページ：https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/education/202179.html
--

別紙 1 対象校一覧

No.	学校名	所在地
1	宮崎小学校	宮崎市旭1丁目4番1号
2	小戸小学校	宮崎市大工1丁目5番43号
3	大淀小学校	宮崎市淀川2丁目3番7号
4	大宮小学校	宮崎市下北方町新地849番地
5	宮崎東小学校	宮崎市阿波岐原町火切塚1461番地
6	江平小学校	宮崎市橘通西5丁目6番37号
7	西池小学校	宮崎市西池町12番49号
8	櫛小学校	宮崎市吉村町冬治甲841番地1
9	潮見小学校	宮崎市潮見町118番地
10	恒久小学校	宮崎市恒久2丁目15番地4
11	国富小学校	宮崎市大字郡司分甲2226番地
12	木花小学校	宮崎市大字熊野10956番地
13	住吉小学校	宮崎市大字島之内5383番地
14	生目小学校	宮崎市大字浮田2920番地
15	大塚小学校	宮崎市大塚町鎌ヶ迫2296番地2
16	池内小学校	宮崎市池内町榎迫508番地
17	宮崎西小学校	宮崎市大塚台西2丁目19番地1
18	東大宮小学校	宮崎市大島町西田2143番地
19	本郷小学校	宮崎市大字本郷北方3926番地
20	宮崎港小学校	宮崎市吉村町南浜田甲4261番地
21	江南小学校	宮崎市江南4丁目26番1号
22	住吉南小学校	宮崎市大字芳士1811番地
23	櫛北小学校	宮崎市阿波岐原町坂元1985番地
24	小松台小学校	宮崎市小松台西1丁目10番地9
25	生目台東小学校	宮崎市生目台東4丁目2番地1
26	学園木花台小学校	宮崎市学園木花台南2丁目13番地
27	生目台西小学校	宮崎市生目台西2丁目1番地1
28	田野小学校	宮崎市田野町甲2856番地
29	高岡小学校	宮崎市高岡町内山2900番地
30	清武小学校	宮崎市清武町今泉甲7023番地1

別紙 2 現地見学会（第2回）の実施要領

1 実施期間

令和元年 10 月 10 日（木）～10 月 15 日（火）

2 見学対象校

各対象校

3 主な見学対象

分電盤、受変電設備、教室内、校舎周り等

4 見学方法

対象校 1 校当たりの見学時間は 1 時間程度を予定しています。

ただし、詳細提案校（潮見小・生目小）については、3 時間程度を予定しています。

5 留意事項

- ・ 指定日時を厳守のうえ、現地に集合してください。
- ・ 駐車スペースが限られているため、各グループにおいては、乗り合いで来校してください。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙です。その他、見学時は校内での教育活動等に支障がないように留意してください。
- ・ 見学にあたっては、必ず市職員及び教職員の指示に従ってください。
- ・ 写真撮影は可能としますが、児童や教職員を含む撮影は禁止します。また、市職員又は教職員から別途撮影を禁止する旨の指示があった場所については、撮影を禁止します。
- ・ 見学時の市職員や教職員の発言は、本事業における個別の事業条件等を規定したり、許可したりするものではありません。

6 各対象校における見学日及び見学時間

日程	1 班	2 班	3 班
10/10 (木) 1 日目	13:00～14:00 清武小 14:30～15:30 田野小	13:00～14:00 宮崎東小 14:30～15:30 檜北小	
10/11 (金) 2 日目	9:00～12:00 生目小 13:00～16:00 潮見小	9:00～10:00 学園木花台小 10:30～11:30 木花小 13:00～14:00 国富小 14:30～15:30 本郷小 16:00～17:00 恒久小	9:00～10:00 大塚小 10:30～11:30 宮崎西 13:00～14:00 生目台東小 14:30～15:30 生目台西小 16:00～17:00 江南小
10/15 (火) 3 日目	9:00～10:00 高岡小 10:30～11:30 小松台小 13:00～14:00 宮崎港小 14:30～15:30 檜小	9:00～10:00 住吉小 10:30～11:30 住吉南小 13:00～14:00 池内小 14:30～15:30 大宮小 16:00～17:00 東大宮小	9:00～10:00 大淀小 10:30～11:30 宮崎小 13:00～14:00 小戸小 14:30～15:30 西池小 16:00～17:00 江平小